

## 第 11 回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：平成 31 年 4 月 19 日(金) 13:20～13:40

場 所：官邸 3 階南会議室

出席者：衛藤晟一内閣総理大臣補佐官（議長）、開出英之内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、榊原毅内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、宮原賢治内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）、秋山亨平外務省北米局北米交流室長（北米第一課長代理）、八神敦雄厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）、吉田和郎厚生労働省社会・援護局事業課長、皆川宏厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長、平井啓友防衛省大臣官房施設監、小野功雄防衛省大臣官房文書課長、江原康雄防衛省整備計画局施設計画課長

概 要：

### 【衛藤内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 去る 3 月 23 日に行われた日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式では、根本厚生労働大臣にご出席いただき、無事滞りなく終えることができました。
- 本日は、平成 30 年度の取組状況を厚生労働省から報告いただくとともに、取組方針の修正案及び平成 31 年度の実施計画案について議論し、決定することとする。
- 遺骨収集に関しては、平成 28 年 4 月に施行された遺骨収集推進法により国の責務に位置づけられている。法の趣旨を踏まえ、引き続き、関係省庁が連携し、取組を一層強化していきたい。

### 【平成 30 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料 1（平成 30 年度の硫黄島に係る取組状況）に基づき、以下の通り説明。
  - ・ 滑走路地区の未探索壕については、平成 29 年度に 2 柱を収容した壕の調査を平成 30 年度も引き続き実施し、新たに 2 柱を収容した。また、同じ壕の閉塞地点 2 箇所の上部分からのボーリング調査を実施し、1 箇所は地上に向かって延長部が存在すること、もう 1 箇所の閉塞地点の先は堀止となっていることを確認した。閉塞先の延長部の作業方法には工夫を要するため、平成 31 年度の収容については引き続き検討を行う。
  - ・ 滑走路地区のレーダ反応箇所については、平成 30 年度は 1,559 箇所中、850 箇所の掘削調査を実施したが、御遺骨は確認されなかった。
  - ・ 滑走路周辺部の探索済み壕については、平成 30 年度は 7 箇所の壕のボーリング調査を実施し、閉塞地点の先がどのように伸びているかを調べたところ、滑走路地区方向への延長が認められる壕は確認されなかった。残りの壕について、平成 31 年度も引き続き調査を実施する。
  - ・ 地下 10m を超える深度までの探査が可能な改良型地中探査レーダについては、平

成 30 年度に開発を完了し、性能試験も終了したため、平成 31 年度以降は新たな地中探査レーダを用いて滑走路地区の空洞探査を実施する。

- ・ 外周道路外側については、既に発見されていた 134 箇所のおぼろげのうち、22 箇所の調査を行ったところ、新たに 30 柱の御遺骨を収容した。残る 112 箇所については、平成 31 年度に引き続き調査・収容を実施する。
- ・ 外周道路外側の平成 30 年度調査予定区域の面的調査を行い、新たに 7 箇所のおぼろげを確認した。そのうち、2 箇所について調査を行い、2 柱の御遺骨を収容した。平成 31 年度も同区域で確認されたおぼろげの掘削・遺骨収容を引き続き実施する。また、面的調査により発見されたおぼろげとは別に、海岸地区で新たに 8 柱の御遺骨を収容した。
- ・ 滑走路地区周辺以外のおぼろげ 2 箇所の内部の構造解析等を実施したが、閉塞先の地上部分が崖地であることから、引き続き、平成 31 年度にボーリング調査を行うこととしている。

#### 【平成 30 年度硫黄島関係厚生労働予算の報告】

- 厚生労働省より、資料 2（平成 31 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算）に基づき、以下の通り説明。
  - ・ 平成 31 年度の硫黄島関係厚生労働省関連予算については、13 億 7844 万 8 千円を計上した。
  - ・ 内訳については、遺骨収集経費が 13 億 5866 万 4 千円で、滑走路地区における面的調査、庁舎地区の地中探査レーダ反応点の掘削調査及び遺骨収集、滑走路地区周辺以外の地下おぼろげの調査を実施する。また、御遺族を主体とした慰霊巡拝のための経費が 1978 万 4 千円である。

#### 【平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案）について】

#### 【平成 31 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）について】

- 厚生労働省より、資料 3－1（平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案））、資料 4－2（平成 31 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案））について、以下の通り説明。
  - ・ 取組方針（案）については、「2. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施」に、平成 31 年度から滑走路地区東側半面の面的なボーリング調査を行い、おぼろげが確認された場合には、掘削・遺骨収容を行うことについて新たに追加している。資料の 11 頁にはその具体的な内容を記載している。
  - ・ 平成 31 年度の実施計画（案）については、取組方針（案）に基づき、平成 31 年度に実施する「1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施」、「2. 外周道路外側の面的調査及び平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した面的調査により確認されたおぼろげ等からの遺骨収容の実施」、「3. 滑走路地区周辺以外の地下おぼろげ探査の実施」等について具体的な内容を記載している。

○ 出席者から意見はなく、原案の通り了承された。

【平成 30 年度日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式について】

- 外務省から平成 30 年度の日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式及び天山硫黄島戦没者慰霊追悼顕彰式の結果について説明。
  
- 最後に衛藤内閣総理大臣補佐官から、今後の遺骨収集については、本日決定した平成 31 年度実施計画に沿って、引き続き関係省庁一体となって適切に取り組むようにとの発言。